

+会員どうしでつながりたい！

瓦版

歯科特集



げんき

特別号 令和4年1月31日 発行

一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会

〒634-0061奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター内

☎0744-29-0150 FAX 0744-29-0151

HP <http://ikuseikai.sakura.ne.jp/wp/>



「奈良県心身障害者歯科衛生診療所の体制拡充」に感謝をよせて

理事長 阪口貴子

奈良県心身障害者歯科衛生診療所は、一般的医療機関での受診が困難な障害のある人のために、奈良県から委託された歯科診療所です。令和3年4月より、新たに、常勤医が配置され、診療日や時間も変更されました。また、通常の治療の他に、患者さんの不安や緊張を和らげ、リラックスした状態で治療を受けることができる静脈内鎮静法が導入されました。育成会でも「これまで治療が苦手だったが、安心してストレスなく治療を受けられた」と、歓びの声が上がっています。そこで、障害のある方が安心して受診できる、奈良県心身障害者歯科診療所についてご紹介させていただく特別号を発刊させていただきました。

過日、委託先の一般社団法人奈良県歯科医師会に取材させていただいたものです。より多くの関係者の皆様にご周知・ご理解・ご活用をいただけますと幸いです。



歯科の治療は、誰でもドキドキ。まして、本人の治療となると、本人にも親にも、大きな心配と不安が！今日は、そんな障害のある方・支援者・親にとって、安心できる「奈良県心身障害者歯科診療所」についてレポートします。



先生がわかりやすく
案内するよ



どんなところですか？（なりたち）

昭和55年4月24日、全国で4番目の障害者歯科診療所として、田原本町宮森の地に開設され、平成6年4月に橿原市の奈良県社会福祉総合センター2階に移転しました。



診療日・時間はどうなっていますか？



障害のある方の保護者の「診療日数を増やして平日も診療してほしい」との要望がありましたので、令和3年4月より、月・水・木・金・月2回日曜日、年間212日診療しています。次回の診療までの時間が短くなつて予防診療が可能になり、待ち時間も待期期間もなくなり好評です。



どんな治療法がありますか？



歯科治療への受け入れが難しい場合には、「トレーニング」で不安や恐怖心を少しずつ取り除いたり、不随意運動がある方には「身体抑制法」、笑気ガスを鼻から吸引する「笑気吸入鎮静法」、点滴で腕の静脈から鎮静薬を注入して行う「静脈内鎮静法」などがあります。



どんなふうに治療するんですか？



患者さんには、初診時に個別の医療相談、診療に際しては治療内容を十分に説明し、確認を行っておりますので、安心して受診していただきたいと思います。



静脈内鎮静法、興味があります。



詳しくは、中のページで紹介しますね！